

## 半田市生活困窮者自立支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第2条の規定により市が作成する生活困窮者自立支援計画(以下「プラン」という。)の評価等を行い、もって生活困窮者の自立支援を促進するため、半田市生活困窮者自立支援調整会議(以下「支援調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プラン作成案の内容に係る適切性の協議
- (2) 関係機関との情報共有
- (3) プランに基づく支援実施後の評価
- (4) その他生活困窮者の自立支援に関すること。

(組織)

第3条 支援調整会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉部生活援護課長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する者をもって充てる。
  - (1) 半田市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱(平成27年4月1日施行)第4条に規定する主任相談支援員及び相談支援員
  - (2) 福祉部生活援護課生活保護担当ケースワーカー
  - (3) 半田市社会福祉協議会その他関係機関の職員
- 4 委員長は、支援調整会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

- 第4条 支援調整会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。委員長が出席できないときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(資料提出)

第5条 委員長は、支援調整会議の開催にあたり、必要があると認めるときは、関係機関に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、支援調整会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員としての任務を解かれた後においても同様とする。

(庶務)

第7条 支援調整会議の庶務は、福祉部生活援護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。